

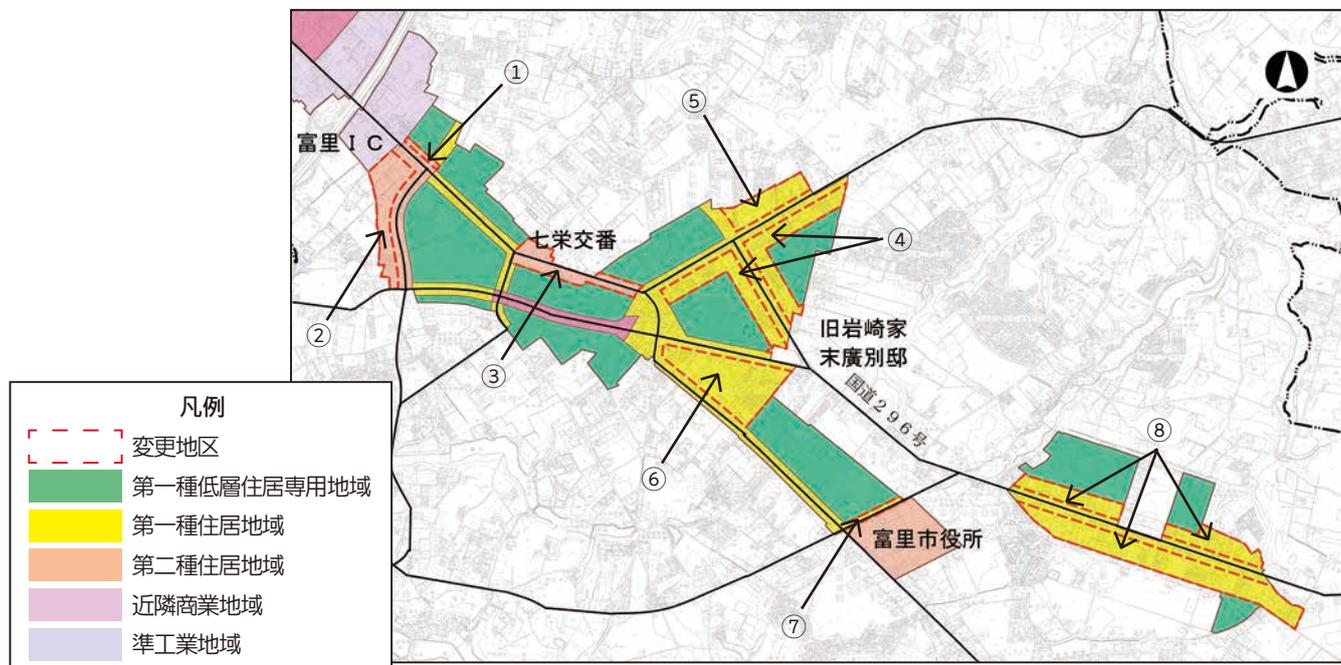
市街化区域の用途地域を変更しました

問都市計画課 ☎ (93) 5147



市公式
ホームページ

市では、市街地の計画的な土地利用の誘導と高齢化社会を見据えたコンパクトシティを実現するため、市街化区域内の用途地域を令和3年7月30日に変更しました。用途地域を変更した地区の面積は、約62ヘクタール（市街化区域の約13%）となっています。



地区番号	変更前			変更後		
	用途地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	用途地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
①、②、③	第一種低層住居 専用地域	50	100	第二種住居地域	60	200
	第一種住居地域	60	200			
④、⑤、⑥、 ⑦、⑧	第一種低層住居 専用地域	50	100	第一種住居地域	60	200

※建ぺい率：敷地面積に対する建築面積の割合

$$\text{建ぺい率 (\%)} = (\text{建築面積} \div \text{敷地面積}) \times 100$$

※容積率：敷地面積に対する建物の立法的な容積比率

$$\text{容積率 (\%)} = (\text{延べ床面積} \div \text{敷地面積}) \times 100$$

第一種低層住居専用地域



低層住宅のための地域です。
小規模なお店や事務所をかねた住宅などが建てられます。

第一種住居地域



住居の環境を守るための地域です。
3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどが建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。
10,000㎡までの店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどが建てられます。